

令和4年度 大師公園有効活用推進業務委託仕様書

(適用範囲)

- 1 本仕様書は、川崎市（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に委託する「令和4年度 大師公園有効活用推進業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。本業務は、川崎市契約条例、同規則、委託契約書及び、本仕様書に基づいて実施するものとする。

(業務目的)

- 2 川崎駅周辺地区では、羽田空港や東京、横浜へのアクセスの良さを活かした、広域的な集客機能を備えたまちづくりを段階的かつ戦略的に進めている。

平成28年3月には、羽田空港の国際化や臨海部における先端産業・研究開発の集積といったポテンシャルの向上等、川崎駅周辺を取り巻く状況の変化を踏まえ、新たな課題等に対応したまちづくりを推進するため、「川崎駅周辺総合整備計画」を改定し、「魅力と活力ある広域拠点の形成」や「個性的でにぎわいのあるまちづくり」等、6つの基本方針に沿ったまちづくりを実施している。

近年、国において都市再生特別措置法の改正（平成23年10月）など、道路空間を活用して賑わい創出を図る制度が創設されており、本市でも、駅前の公共空間を活用したイベントの実施等、賑わい創出や商業活性化の取組を進めている。

また、国において「ナイトタイムエコノミー推進に向けたナレッジ集」が公表されるなど、夜間を含めたまちの魅力向上が着目されており、本市としても、24時間稼働する羽田国際空港至近という地理的優位性を活かした魅力創出が求められている。

更に、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、「三つの密」の回避、感染拡大防止と経済社会活動の両立を図るまちづくりが必要であり、街路空間、公園、緑地、河川敷などまちに存在する様々な緑やオープンスペースの柔軟な活用が求められている。

このような中で、令和3(2021)年度に、社会情勢の変化を見据え、密を避けるなどの「ニューノーマル」を実践しながら、大師公園の今後の有効活用に向けた検討のための実証実験（2日間のイベント）を実施した。実証実験において実施したアンケート調査の結果、公園のイベント活用についての好意的な意見や継続的な活用を望む声が多数あったことから、引き続き大師公園の活用に向けた検討を進めている。

本委託業務は、大師公園における、今後の活用に向けた段階的な取組について、引き続き検討を行うため、収益性や事業の有効性、ニーズ等の把握等を目的とした継続的な社会実験を実施するものである。

(業務内容)

3 本業務の内容は、次のとおりとする。

(1) 大師公園の活用についての検討

大師公園の立地やポテンシャルを活かし、短期的及び、中長期的な活用案等について検討を行う。また、その実現に向けた段階的な取組やスケジュール等についても、併せて検討する。

- ① 関連事例の収集
- ② 活用案等についての検討
- ③ 段階的な取組、スケジュールの検討

(2) 公共空間を活用した社会実験の実施

大師公園（川崎区大師公園1）において、社会情勢の変化を見据えながら、立地やポテンシャルを生かした社会実験を継続的に実施し、今後の活用にあたっての課題や方向性を整理する。

① 社会実験の具体的実施内容に関する企画

- ・ 様々な層を対象としたコンテンツを複数の日程で実施するなど、今後の継続的な活用に向けたニーズや収益性に関する検証、課題の抽出などに資する企画とすること
- ・ 日中から夜間にかけて幅広く活用の可能性を検証できるものにする
- ・ 本市関連事業や本市内を中心に活動している地域人材を活かしたコンテンツの実施等、川崎の魅力を発信するものにする
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策として、密を避けるなどの「ニューノーマル」の実践等、社会情勢を踏まえた実施内容にすること

- ② 関係者との調整
- ③ 参加者の募集方法の企画及び広報の実施
- ④ 社会実験の準備（必要な資材の調達を含む）
- ⑤ 社会実験の実施
- ⑥ アンケート調査の実施
- ⑦ 社会実験の結果を踏まえた、継続的な活用に向けた課題と方向性提案

(3) 報告書作成

本事業の実施内容を報告書としてとりまとめる。また、報告書の内容に疑義や不足等がある場合、甲は乙に修正等適切な対応を求めることができる。

(実施計画書)

- 4 乙は、契約締結後速やかに甲と十分な打合わせを行い、業務着手届、業務実施計画書（業務概要、工程表、組織表など）を提出し、甲に承認を得なければならない。また、業務実施計画書の内容に変更が生じる場合、乙は、変更内容について甲と協議を行い、甲に承認を得なければならない。

(契約期間)

- 5 契約締結日から令和5年3月31日までとする。

(各種法令等に関する手続き)

- 6 本業務の遂行上、必要となる各種法令等に関する手続きは、乙が行うものとする。

(貸与資料)

- 7 甲は、本業務の実施にあたり、必要に応じて乙に関係資料を貸与するものとする。乙は貸与された資料を、甲の許可なく他の目的に使用したり、第三者に譲渡したりしてはならない。また、貸与された資料は、業務終了後、速やかに返却するものとする。

(報告の義務)

- 8 本業務の遂行中、適宜、乙より進捗状況を報告するものとする。

(損害及び危害)

- 9 乙は、本業務の遂行に際し、他に損害及び危害をおよぼさないようにし、損害を与えたときは、乙の責任において処理すること。また、近隣住民などから苦情等があった場合は、乙において丁寧に対応するものとし、その結果を甲に報告すること。

(疑義)

- 10 本業務を遂行するにあたり、疑義が生じた場合は速やかに甲とその内容について協議するものとする。

(秘密の保持)

- 11 乙は、本業務遂行中に知り得た情報を甲の許可なしに、他の目的に利用してはならない。

(成果品の帰属)

- 12 本業務で得られた成果品は全て甲の所有とし、甲の許可なしに他の公表、貸与、使用してはならない。甲は、成果物等のすべてについて、業務に必要な範囲で改変し、または二次利用する権利を有するものとする。

(成果品)

13 成果品は、次のとおりとする。

(1) 報告書（概要書含む） 1部

- ・ 業務の実施状況が分かる写真
- ・ 本業務遂行時において作成した成果物（計画書や広報物等）
- ・ アンケートの集計結果
- ・ 社会実験の結果を踏まえた、継続的な活用に向けた課題と方向性提案
- ・ その他本市が必要と認めるもの

(2) 報告書の電子データ（CD-R） 1式

(その他)

14 新型コロナウイルス感染拡大等の社会情勢の変化等やむを得ない理由により、イベントの内容等に変更が生じる場合や、イベントが中止となる場合には、本件委託に係る事業の内容や契約金額等について甲と乙で協議を行い、変更契約等の手続を行うものとする。